

(史料紹介)

京都市善正寺所蔵「六山会合要拔書」

望 月 真 澄

(凡例)

史料の翻刻作業にあたっては、原史料の体裁を尊重しつつも、読解の便を考慮して、以下のように改めた。

一、漢字は原則として常用漢字に改めた。但し、特に必要と認められる場合については原史料のままとした。

一、字体は人名・地名等の固有名詞を除いて、常用漢字のあるものはこれを使用し、異字・俗字・略字は正字原則として常用漢字に改めた。但し、夕・メなどは旧字体を残した。

一、変体かなは原則として平仮名に改めた。但し、助詞等慣用的に使用され、頻度の高い左記の文字については、漢字のままとし、小活字を用いて区別した。

而(テ) 江(エ) 者(ハ) 茂(モ) 而已(のみ) 得者(えば)

一、虫損・破損・汚損等により判読できない場合、字数が判明する場合は□□□で示し、字数が判明しない場合は

「」で示し、その旨を()で肩書に注記した。

一、誤字が明らかかな場合は、右側に()を付して、正しい字を注記した。また、記載内容が疑わしい場合は

(カ)、脱字がある場合は(脱カ)、意味不明の箇所については(ママ)と肩書きに注記した。

一、抹消箇所については、左側に、、、で示した。

一、二行割書についてはへゝを付した。

一、本文には、読みやすくするために読点(、)および並列点(・)を付した。

一、原本にある平出・欠字は一字あきとした。

【解題】

〔六山会合要拔書〕の書誌)

「檀林録」は、一冊、墨付八十丁、寸法は、竪十七・二c m、横十・六c m。

表題からして、関西六檀林の会合録の抜き書きである。京都善正寺内には、関西六檀林のひとつ、東山檀林がかつて開設されており、多くの学徒で賑わっていた。東山檀林の明細書にあたる史料「檀林録」については、かつて紹介した⁶⁾。本史料も、檀林に関わるものであるが、特に関西六檀林の協議事項に関するものである。会合に出席した檀林僧が書いた控書であるが、特に関西檀林と関東檀林との交流を知る貴重な史料と考え、翻刻紹介することにした。

東山檀林に関する史料の現存状況については、現在目録化を進めているのでこれに譲ることとする。今回紹介する史料の内容は、関東檀林と関西檀林の交流や学徒の往来が記されているため、檀林にとって貴重な内容といえる。そこで、日蓮宗に開設される檀林の中で、檀林の交流について考察している研究をみると、次のものがあげら

れる。

関東檀林の檀林関係史料の中では、飯高檀林⁵⁾、中村檀林記録⁶⁾が紹介され、中村檀林開山日円上人関係資料として、慶長十年(一六〇五)「檀林清規」、天保九年(一八三八)「正東山日本寺開講始祖日円上人伝」、さらに京都本法寺・日本寺所蔵史料から「正東山日本寺中村檀林歴代譜」等の史料が翻刻紹介されている。

関西檀林としては、鷹峰檀林に関して史料目録が紹介され⁷⁾、他にも涌泉寺の松崎檀林に檀林記録が所蔵されていることを筆者は確認しており⁸⁾、今後の再調査が必要とされる⁹⁾。

本記録は、関西六檀林の会合記録として、各檀林から出席した僧侶がそれぞれ認めたものであり、各檀林に重要史料として伝えられたと考えられるものである。東山檀林には、六檀林会合関係史料として、次の六点が現在確認できる。

- 1、天明六年三月五日(一七八六)「六談林会合記録」一冊
- 2、享和元年三月(一八〇一)「六檀林会合記」一冊
- 3、文政六年十月(一八二三)「六山会懐中得意控」一冊
- 4、文政十三年霜月(一八三〇)「六山会合得意記」一冊
「六山会合要拔書」一冊
- 5、(江戸期)「六山内本而会口述控」一冊
- 6、明治五年三月(一八七二)

本号で紹介する史料は5にあたり、年記はないが、筆者は本史料の裏表紙に記されているように東山檀林の智学である。智学は、東山檀林の板首であり、檀林の代表として各檀林間の調整を行う役で、史料の随所に各檀林における

当時の板首の名前がみられる。板首は板頭のことであるが、板頭が都合が悪く、出席できない場合は、次席の僧か、代わりの僧が出席することになっており、その折りの決まりごとが日記の形態で記されている。

内容をみていくと、安永八年（一七七九）九月から弘化二年（一八四五）三月五日までの六十六年間の会合記録である。記載の史料的初見は、安永八年四月二十八日からであるが、記載量の上では寛文元年（一六六一）十一月妙頭寺における各檀林の能化、板頭の会合から充実した内容となっている。

六山の会合は、表紙に記されているように、「六山会合」と呼称されるが、本史料はその抜き書きである。このため、詳細な檀林の動向は窺えないが、大方の動向は次のように知ることができる。

1 六山会合の濫觴は、安永八年四月二十八日、京都寿延寺（7）において会合を行ったことである。

2 毎年、三月五日と九月五日に当番役の檀林にて会合を行う。そこで檀林に関する評議を行い、檀林相互の和融に關して討議する。安永六年以前に六山会合は開催しておらず、規則だけがあった。時には内会として、会合前に事前会議を行うこともあった。会合の出席者は出座頭役とし、具体的には板首といわれる立場の僧侶であった。名代として二老以下の僧が出る評議の席の時席を外すことと決まっていた。会合は質素に行うことをモットーとし、贅沢な食事は禁止されていた。会合の折の献立をみると、禁酒となっていたことから窺えよう。

3 会合の順番は、(1)松崎山・松崎檀林、(2)妙恵山・東山檀林、(3)鷹峰山・鷹峰檀林、(4)大光山・求法院檀林、(5)鶏冠山・鶏冠井檀林、(6)山科・山科檀林となっており、この順の通り、松崎檀林から会合は始まっている。

以下、檀林記録の内容について、編年的に知り得ることを簡条書きにしてみたい。

①（安永九年三月五日）横入に關しては、関東檀林と関西檀林における学力格差が問題となっており、会合の結果、

次のように決まっている。

一 各檀林の化主を招請する時は、十年以上の檀林教育を経た僧に限ること。

二 新説は名目部より入り、集解に至るコースとすること。

三 板首代役に関しては、板首病氣の時は代役が出席すること。

四 関東檀林より横入の学徒がいる時は、在籍した檀林の化主の添え書により入檀を判断すること。

② (天明二年秋会本) 中村檀林能化の招請については、今後行わない。

③ (天明六年四月十一日) 毎年開かれる三月と九月の二回の会合において、小さなことでも口述することになった。

④ (天明八年三月五日) 松崎檀林を除く五檀林が会合を行い、以後松崎における会合が休会になった。

⑤ (天明八年三月二十五日) 以後、五山会として会合を継続することになった。

⑥ (天明八年九月十六日) 鷹峰檀林板首が中村檀林に行き、関東檀林と関西檀林の横入について評議を行ったが、調整できなかった。

⑦ (寛政元年九月五日) 助講と玄能について、他檀林より招く場合、三老以上の僧侶の評状がなければならない。

⑧ (寛政元年十月十七日) 東山檀林文能に飯高檀林有義師を招請することについて、先回の求法院檀林の会合の折りに披露し、了承された。

⑨ (寛政四年三月五日) 鶏冠井檀林所化自円という僧が東山檀林三之側四夏に横入したが、これには異論があり、今後の許状には席数を記すことになった。

⑩ (寛政四年三月五日) 中村檀林・飯高檀林より助講玄能の申し出があったが、三側以上を終了した僧でなければ許

可できないことになった。

⑪（寛政六年九月五日）松崎檀林を六山会に入会させることについて、四檀林（山科・求法院・鷹峰・東山）連印にて勧めたが承知してくれず、松崎檀林の本山立本寺に願書を差し出した。さらに十六本山会合に願書を提出したほうが良いということになったが、立本寺に提出したほうが良いということに決まった。

⑫（寛政八年五月二十二日）日脱が音頭をとり「松崎一件」はようやく和融とということで決着した。

⑬（寛政十年三月一日内会）ここで次のように定められた。

（a）諸部横入について、その許状を吟味の上に、嚴重に行う。

（b）松崎檀林二側・三側は各檀林の二側に横入すること。但し松崎四側は他檀林の三側に入ること。

（c）下部はその檀林にて席を全うすること。

⑭（文化九年九月五日会合）六山檀林の僧が関東檀林に入檀して還ってきた時は、戻った檀林に届出ること。

⑮（文化十三年九月五日）京都の檀林出身であることを隠して他檀林に横入しないこと。

⑯（文政四年三月）飯高・中村檀林より横入・還来の時は六山同等に取りはかること。近年横入・還来に偽りがあるため、六山会合により評議し、関東檀林と取り決めを行うこと。

⑰（文政七年閏八月内会）内会の式目を調べては、六檀林の和融に関しては、一山でも承知できないことがあったら禁止とする。玄能や文能に来た時は、半納金を納めること。

⑱（文政九年二月二十日）玄能助講関東化主については六山会合にて廻達の上、招請すること。

⑲（文政十二年二月二十七日）四ヶ本山（妙頭寺・本圀寺・立本寺・妙伝寺）と六山の板頭が出席し、文能招請一件

について和融となった。

⑳(文政十二年三月七日) 古来より四山(鷹峰・鶏冠井・松崎・求法院)の文能は二請、二山(山科・東山)は三請であったが、この度改め、四山は四請、二山は五請と定めた。

㉑(天保二年八月二十日) 飯高大衆帳が六山会に廻り、筆墨料として金百正が飯高檀林に送られた。本圀寺貫首は中村檀林先聖であるので入らず、飯高・中村両檀林大衆帳が六山に廻達された。

㉒(天保三年二月二十日) 六山会が村上勘兵衛より金子二百兩を借用する。

㉓(天保四年三月五日) 天台三大部(法華玄義・法華文句・摩訶止観)を再刻するに付、村上勘兵衛の書林に願い出た。そこで、毎夏大部・小部の開版料を寄附することを決めた。

㉔(天保五年春) 本年は鷹峰檀林開祖日乾上人二百回忌であるため、三月二十五日より三・四日法要を厳修することになった。

㉕(天保六年三月五日) 三大部の総丁数三百三十九丁、六十三両二部一朱についての書付を六山会函に入れておくことになった。

㉖(天保七年秋夏) 松崎板頭泰量は、東山檀林で説教をした後、中村檀林へ入看したが、師命に背いたため諸檀林に入看が止められた。その後、求法院檀林へ入看したい希望があったが、六山会合で評議の上、泰量が隨身していた備前進昌寺に詫び状が遣わされた。

㉗(天保七年春夏・内会) 鶏冠井檀林より諸国に「似せ千力寺参」が多いので停止してもらいたい願い出があった。

東山檀林智秀は、これは六山会合に関わることでないとして無決となった。

㉘ (天保九年春夏・内会) 三大部開版に付、村上氏より金子借用が願ひ出られた。

㉙ (文政十二年三月) 化主招請の時は各檀林とも一夏一請にする。そして、病氣故障の時は一請を加え、納得がいかない場合は調印しないことに定める。その折の文能金は、金十七両に決めた。

㉚ (天保十年八月二十日) 京請納金については六山不同に付、今後も同じでない旨を飯高三谷に対し、六山連印にて通達した。

おわりに

以上、関西檀林の会合である六山会では、毎年二回、三月五日と九月五日に定期的に会合を行っていたことが知られる。会合の場所は六か寺の輪番とされていたが、時には内会を行い、六山会に出す議題を討議していたことは注目されよう。また、六山会の議題は、史料にみられるようにさまざまな問題が寄せられ、六檀林が合議するといった形態であった。特に、関東三檀林との関係が常に問題となっており、これはなかなか調整できないことであったと推察される。これらのことから、本史料は関西檀林の教育方針、関東檀林との学力の格差、学徒の動向等を知る貴重な史料といえるのである。

今後は、松ヶ崎檀林や鶏冠井檀林といった関西各檀林関係資料の発掘に努め、日蓮宗各檀林の動向と檀林相互の関係について追求してみたい。

註

- (1) 拙稿「翻刻」京都善正寺蔵「檀林録」(「身延論叢」七号所収)。
- (2) 『飯高檀林史料叢書』(一)「由緒書」、二「歴代化主名」、三「教蔵院歴代玄義講主列名」四「檀林録上」、五「檀林録下」昭和五十年、洗足御松庵刊。
- (3) 都守基一編「中村檀林資料1 西谷入看控帳」、同「中村檀林資料2 惠雲院日円聖人と中村檀林」日本寺刊等がある。
- (4) 奥田正叔「日蓮宗檀林考」平成十一年、常照寺信行会。
- (5) 京都市左京区松ヶ崎涌泉寺には、次の史料を始めとする、松ヶ崎檀林関係史料が所蔵されている。
 - 「一番 旧事記」 元禄八年六月吉辰付
 - 「二番 松崎山万代掟」 元禄十一年二月上旬日付
 - 「三番 万代旧事記」 明和八年五月中旬吉日付
 - 「四番 万代旧事記」 天明四年十月上旬吉日付
 - 「五番 万代旧事記」 寛政六年三月上旬付
 - 「六番 万代旧事記」 文政五年九月中旬吉日付
 - 「七番 万代旧事記」 弘化二年五月上旬吉辰付
- (6) 鶏冠井檀林については、藤井学氏が「鶏冠井の法華宗」(同著「法華文化の展開」所収)で紹介している。
- (7) 興福山寿延寺は、松ヶ崎法縁の寺院で、現在京都市東山区大黒町通にある。

※本稿は史料の翻刻であり、志田利先生の退職記念号として相応しい論考ではないが、身延山大学に開設される博物館実習において、受講生とともに東山檀林史料を整理し、その成果の一部を報告するものである。よって、読者のご理解を頂きたい次第である。

六山会合要抜書

諸檀林規 (側之) 定根本

一 寛文元年丑十一月於妙頭寺、諸聖諸能化諸板頭御会合有之候間、諸檀林之規 (側之) 御定也、私云、其後右相定候規則相隈れ候故、松崎首座決談之上二而、安永八年彼板首、其本山之本寺へ被願候所、御尤二被思召候、即松崎へ申渡され候事也

六山会合之濫觴

一 諸山一統旧規之趣、及隈候二付、安永八年亥四月廿八日於京崎寿延寺諸山当役会合之上、古式相改互二一札相認判形取替、直々依之爾来弥評議定之趣、不相隈様毎年三・九月五日諸檀林当役逐会合、諸山一統為法為山ノ志ヲ以テ檀林久住之遂評議、為和融左之通相改候、来春秋兩度順番之通、於檀林改寮会合可相勤者也、評私云、此之已然ハ六山会合無ク之、只夕規則

京都市善正寺所藏「六山会合要抜書」(望月真澄)

而已有之候処、互ニ我田引水ヲ專ニスルニ故、今年六山順会相定り始ル也

一 会合定日三・九月五日可限事

一 会合出座頭役可限事、但シ二老以下名代之時者、評議之座可除候事

一 会合之定日式別之饗応堅停止之事

献立

一 禁酒汁飯□汁 平ハ板とうふ 香之物

順番列次定

一 松崎山 二 妙恵山 三 鷹峰山

四 大光山 五 鶏冠山 六 山科山

安永八亥九月

会本
松崎山

△安永九子三月五日会本当座

定

一 諸檀林共ニ諸部横入之徒、割看停止之事、但シ横入

度々其結座看板陶置事

若偽りなれハ除看之事

一 諸檀林共ニ化主請待十年已上可限事

東山板首 義運 大光山板首 莫然

但シ素生ハ延從時之宜ニ可随事、尤他檀之人体化主

松崎板首 頭拾 鷹峰板首 義衆

請待八十年已上可限事

冠山板首 義明 山科板首 大良

猶旧檀へ可致往復事

右子秋会本鷹峰座ナリ

一 新説者名目々次第昇入集解ニ而新説可致古式ナリ

△安永十丑春会本求法院

山科板首 元亮 冠山松崎 義明

光山 智要 鷹峰 懷山

東山板首 智明 松崎板首 貫随

冠山 莫遣 山科 大良

求法板首 靈湛 鷹峰板首 慈弁

東山 惠等 松崎 円鏡

右日 安永九子三月五日 会本当山

右無事無評ナリ

△安永十子秋会合鷹峯山

△天明元年丑秋会本冠山

「板頭病氣代役」

冠山 心善 山科 義寛

一 頭役病氣ニ付、不出の時ハ代役之者へ決評之上、評

東山 賢真 鷹峰 幸長

決可申入事

松崎 惠雄 求法名代 惠儀

一 東国檀林々横入之徒、如旧記迎込之先聖方之添書ニ

右者無評

而可致評容事

△天明二寅秋会本山科座

但シ添書之趣、不分明ナレハ、旧檀之切可迷吟味事

松崎板首慈俊・光山板首惠議・鷹峰板首仙鶴・冠山板

首遠光・東山板首智正・山科板首泰邊、右無評尤是、
松崎へ渡ル、尤松崎ニ而また同夏ニ会合有リト見タリ、

左之通

△天明二寅秋会本松崎檀林

一 諸山、評議有之候得者、会本へ向ケ申出尤会本間届
置、会合諸山へ申出、諸山和順之上、評議可開定也

一 中村檀林中席能化招請之義、向後堅無用之定也

私云、近年ハ諸山内覽順然ニ而招請致来候、已上

大光山板首延如・冠山板首隆琢・東山板首惠法・山科

板首良職・鷹峰板首円随・松崎板首能妙

右同寅秋会本松崎庵

△天明三卯春会本東山

松崎板首啓音・光山板首良慈・山科板首快遣・冠山板

首惠能・鷹峰板首円如・東山板首 莫□

右東山快本無評候、尤鷹峰へ渡

一 同春卯四月十二日於鷹峰別会ト見タリ

一 他檀素生仁体能化招請致候節ハ、三通已前ニ其旧旦

へ可相違、尤玄文兩講主共ニ三通前ニ其明檀之印形之
書翰来リ候上ニ而招請可申候

光山板頭頭遣 松崎板首啓音

東山板首惠忠 山科板首快遣

冠山板首了遠 鷹峰板首巨海

月如上ニ同ク会本鷹峰也

△同天明三卯九月五日会本鷹峰庵

光山板首智惠・東山板首順孝・松崎板首觀礼・山科板

首惠澄・冠山板首軼遠・鷹峰板首潮音、五日鷹峰無評

△天明四辰三月五日会本光山

一 中村檀林、中席之仁京請願之書状至来候所、今般会

合之上、去ル卯年相定候通り不学之決評之東山板首慈

澄・松崎板首惠等・山科板首順能・冠山板頭美正・鷹

峰板首仙丈、右ハ会本光山林内

△天明四辰秋会本冠山

一 先年在定之通、向後之板首方急度相勤たき旨、諸山

役定也、光山板首弁道・松崎大頭大順・東山板頭智山・

京都市善正寺所藏「六山会合要拔書」(望月真澄)

山科環道・鷹峰檀首惠琢・冠山板首怒研

△天明五己春会本山科岸板首啓遺・東山板首龍潮也、此

度無評

△天明五己九月五日会本松崎板首樞奠

一 会本板頭病氣之節、二老名代之格二准入、併開函式

目等ハ、先キ之会本江御願申事

当岸 海遠代

△天明六年三月五日会本当岸板首良雅代

一 会本当山板首良雅云、近年諸山来寺一統檀林之座階

にも不構寺職有之候故、十六山夫々之勤功以寺職被仰

付可被下様申被出候得共、指支多々間、六檀御箱之式

日本書ニ認在之候間、別帳相調、諸山互ニ印形致相改

耳、併當時ハ其式無具

右会本当山良雅師代、松惠抽・求頭春・山一是・冠代

怒精・鷹謙光

△天明六年四月十一日於山科岸別会制法

一 諸山別会致度時、其趣意諸山板首へ内談之上、尤成

筋二而差支無之節、別会相催事、尤御規函持參之事

一 毎年三九会合之節、記録ハ勿論少事二而も口述可致

事

一 能化招請之義、身上萬端吟味之上、招請可然事

会本山科一是 松惠冥 鷹義弟 冠美学 求頭春 東

良雅

一 私云、天明六年秋九月五日並同七未三月五日六両会

之記帳無之候

△天明七未九月五日会本冠山板首惠眼

一 統檀座配得道先聖次第ト云、松崎云先聖トハ予檀林

ト云候、又云、拙山根本故正座致ト被申候次第、諸檀

不承知ナリ、松了山・鷹隆貞・求頭視・東觀解

△天明八申春三月五日会本山科板首義運

一 三月五日ニ会本山科頭寮へ松崎板首義運師被參候

時、山科板首云、去ル秋□冠山貴山ハ根本之事故、殊

ニ已前、記録有之由、是非正座被成思召候哉と尋候

処、如仰拙山是非上席仕ル存心ト被申化主諸山へ申候

候処、一結不知候、依之別会卜定ル、求巨婦・東起勒

・冠惠門・松觀正・鷹義住、右山科本会

△同三月廿五日五山別会内許

一 先聖相調候処、先替候所、休会可然ト申記、鷹山・

山科両檀存心也

一 先聖調再三松崎輪座於会ヲ相勤、其上不承知なれハ

任其道松崎省き、五山弥和順会合可然記ト申記、東山

光山冠之申分也、尤山科ヲ申分並二本山方願之衆評有

之候得共、不入用故不記

右之趣ニ而松崎へ廻座御出席再三勤候得共、松山得道

ニ相背候間、不承知与被申、依之五山云、然者休会可

被成、併旧記御用被成候哉ト相尋候所、旧記者必相守

ト之返答也、依之松崎弥休会也

△鷹峰義住・東山超勒・冠山惠門・松崎觀正・光山巨的・

山科義運、此後ニハ松崎無シ

三月廿六日五山申会支澄之写

一 今般松崎山常座上ニ無之候而ハ、我山之得道ニ相背

京都市善正寺所藏「六山会合要拔書」(望月真澄)

候故、此義五山不承知ニ御座候、会合御省キ可被成与

再三申立、無是非任其道五山会合与相定申候、向後弥

五山之御我者、無論意致和融会合相統相違有間敷候、

若此後松崎先着座上之義承知ニ而入会願書候ハハ、許

容可致、殊異体同心之状、仍而如件

此支証会合之御函ニ有リ、尤此節ヲ多葉評許リ始ル

天明八去三月廿六日鷹峰義住・東山超勒・冠山惠門・

光山巨的・山科義運

△天明八申八月五日会本当山超勒師代

一 先年諸寺住職之義精功之仁被仰候ニ付、本度旨願上

承候処、此度大火ニ付、取込中故願下ケ致セトの事ニ

而、諸山評議上相止申候

一 鷹峰板首云、中村へ參候、拙山所化共旧記ヲ上ニ横

入致候間、関東諸檀林ト京都諸山評議有之候得共、不

相調事、是ハ九月十六日也

同年三月五日則寛元記

鷹峰了順・山科惠侃・光山智嚴・冠山弁亮・会本当山

超勅也

△寛政元酉九月五日会本光山弁理

一 助講玄能之儀、他旦請候時ハ、三老已上之評状不
对輩ハ招請禁制、尤諸山ノ制也

開旦卜申来先聖方之添書有之候共、婦旦相知之間也、
可掛合事

東龍部・山科晉川・鷄冠悲貞・鷹南嶺・会本光山弁理

一 同年十月十七日於当山別会合龍部代

一 統拙山飯高宥義師文能招請之義、先会於求法院披露
致候由之処、山科板頭雲川師聞違ニ而諸山之許ニ掛ケ
候故、当山返答先会求法院ニ而披露致趣申述候処、諸

山御承知事、雲川師過言別紙諸山箱ニアリ

一 他檀ノ玄文両能招請之時者、旦林卜掛合、不相濟内
招請堅別也

寛政元酉十月十七日別会本当山龍郭

△寛政二戊春三月五日会本冠山板頭能是、此会ニ諸評ア

レトモ未決故不記

一 同四月五日於求法院別会合アレトモ、諸評未決故不

記別会本求法院諸山日前

「寛政三亥九月五日会本鷹峰板頭両親」上ル寛政二戊
九月五日於山科会合有ル様子ナレトモ不記

△寛政三亥九月五日会本当山板首良慈代

一 天明七未九月五日冠会本之節、弥松崎弥休会ニ相ナ
リ、然所寛政二戊九月五日山科会本之時、山科云、松
崎山ヲ常客席ハ如何被申出候得共、諸山不承知ニ而未

決也

山 示顯・光 学道・鷹 友学・冠山 親朗・会本当
山了慈代

△寛政三亥九月五日会本鷹峰座

不記

当旦板首惠親代

△寛政四子三月五日会本光山板首惠海評ニ至、冠山所化

ニ自円云者アリ、則彼者檀林之新玄義之許状ニ而、大

阪常円寺添書ニ而、当旦三之側四夏約束横入致候、依
之冠山板首想宏師ノ尋込、此事少々異論ト成リ、然ト

モ所詮ハ此度々諸山共ニ許状ニ席敷ヲ書記スト定候、
尤ニ夏免許ガ諸山通格ナリ
当且寛康代

△寛政四子九月五日会本冠山板首察如評云、諸檀一統中
村、飯高々助講玄能申来候共、三之側満功已上ニアラ
ズンバ許用申間敷与決評也

又山科板首病氣ニ付、二老名代ニ參ル、尤次会本故名
代二老々請取ヲ取り相渡候、併シ是ハ當時不用

山科法雨板首代二老顯了・当且板首通慶

△寛政五丑三月五日会本山科板首顯了無事鷹峰休会ノ始
メト見タリ、当且古板首通慶師

△寛政五丑九月廿五日会本山先板円海代

右円海師師範遷化ニ付、若州長源寺へ被參候故、定日
トハ延日ニ相成候故、諸山々毎度催促アリ候得共、大
病之由ニ而改置ニ而帰山次第二相勤候事也、求是雅・
冠惠道・山 義明・鷹峰不出也

△寛政六寅三月五日会本求法院板首玄妙先々々評議有之
候通、六旦会合之義ハ松崎發願之且檀ナレハ入会致さ

せ度義ニ而、四檀連印ニ而入会勤候得共、御不承知ナ
リ、依之彼本山立本寺へ同三月五日四旦連印ニ而顯出、

則九日返事承リニ參候得共、取上無之候、又々四旦無
摺自本山右願差出候処、四本山承知ナレトモ是ハ当十
五日十六山大会合ニ願書差出ガ能カレトモ申候故、十
五日四山板首願書候所、是ハ元来立本寺掛リ之事、右
立本寺へ可被願候者、内意本寺々噂次第裁許致与候間
故、四月六日又々立本寺へ願書差出候所、月番実立記
内分ニ而取上也、口上猶十六本山並松崎両方疾与相例
べ、追而大光山迄返答可及トノ事也、其後四月下旬ニ
返事承リニ參候処、未省略落最中トノ返事故、尤願書
ハ本文ヲ可見、則六檀林会合得意記ニアリ
右者当山湛澄師代

一 寛政六寅潤十一月十六日諸旦一貫町慈雲寺へ空前合、
諸本山へ願書差出シ、尤願書案文ハ如先々

△寛政六寅九月五日会本冠山板首秀光師、此夏鷹峰入会
願来口上ニ至、去ル丑ノ秋、冠山也、貴山会本之時ヨ

リ休会仕居候得共、此度申会会被仰付候様、願来四檀承知ニテ暮入会也、山良雄・求莫如・鷹峰代ニ老精学・

東慈精一同六寅九月十一日立本寺役者実立院ノ四旦林

先役当役被召参候処、松崎山ノ方吟味致候所、松崎ノ

諸旦ハ廻文ト当山役中ノ記帳相違ナリト被申、依之四

山板首云、然者廻文之趣申上ル文云ク、拙山ノ諸旦林

旧式相隈候故、寛文年中之旧式ニ相戻度旨願書之処、

去ル御本山において諸本山会合之上、評決上被仰渡候間、

来廿八日寿延寺へ諸山板首会合可仕与之廻文也ト申候

得者、役者云、然者廿一日諸旦御板頭御出与云云、明

レハ廿一日四檀参候処、役僧云、松ヶ崎云ニハ拙山常

上座ニ付テ休会仕候ニ無之、何レ此義四檀可申述被云

候ト被申、然者松サ^ニキ板首へ直封可申候、尚又松崎へ

仰付被下云置テ帰ル、去廿七日咎人定日承リニ参ル与云帰ル也

△寛政六寅潤十一月七日別会控当山智山代

妙傳寺本光坊ニテ五檀会合松崎一件也

右一件、立本寺実立院等閑ニ致候間、諸本山御貫主方へ願書決評也

同月十日諸本山方候ノ内々相願候所、御尤ニ被思召候

間、御取上ノ様子也

同十五日下書認、十六日清書ニテ諸本山方へさし出申

候、願書ハ湛澄師御代ニアリ

△寛政七卯三月五日会本山科板首元浄松崎一件、諸山へ

□一往御返答尋ル也、評アレトモ未決ニテ其而已、当

摩智山代

△寛政七卯九月五日会本本山山代

松崎一件光山板首惠慶ノ内分ニテ光山総師様へ相伺ト

定候、右円応師代

△寛政七卯十月六日

美濃平ニ而別会ハ松崎一件本満寺且林尊前へ内伺決評、去五日連印ニ而願書上ル、是文ハ不用故、右記湛澄別

記アリ

△寛政八辰三月五日会本鷹峰慈好右松崎一件埒明不申ニ

付、其檀林云々ノ先聖へ内伺、四月五日定候ト有之候
得共、不相斷 当山板首良奠師

是ノ光山会本

一 同年四月六日ノ十四日迄、是間ニ別会アリ、松キ（宗聖）

件不埒明ニ付、当三月十五日・十六日本山大会合五且
連印ニテ願書差出候所、差戻シニ相成、又々立本寺へ

差出し置、五月朔日返答問ニ求法院・鷹峰・東山良奠

師三人參、彼是返事有之候得共願戻しニ相成、早速妙

傳寺□□云評議へ參内意承り、又同二日別会ニテ、

右願妙傳寺云評議迄差出候所、諸本山方役、内々役定

有之旨也、同五月廿一日五且内会、尤求法院大頭寮ニ

四山相居候所、右大光山御貫頭

日脱尊前松崎檀内召寄ラレ候也、御發誠被遊候所、出

会之義承知ニテ被罷帰、其ノ五且板頭被召、則求法院

座ノ罷出御札申上候、去松崎承知之旨、被仰聞五且有

難奉承知候、依之ハ廿二日於妙傳寺本光院ニ六檀和融

会合也、尤已來取定一札、左之通

定

一 旧記通六且林一統相守可申事

一 近来五檀林会合之所、辰春別会后、六檀林和融会合

ニ相成候事

一 座配之義、先着次第二候所、相互ニ謙退杯有之延着

ニおよひ候ニ付、已後勤会次第二座配之事

下

一 会合之節各座配之内、存寄も有之候ハハ、決評之趣

相記シ之上、觀丞受取渡し可有之事、但シ評議之品ニ

ヲリ席ヲ開、内評可致事

右之趣六且林評定相決候、以上

会本光山・冠山惠堯・山科修敬・東山寛智・松崎友啓・

鷹峰智博

右者辰九月五日之定也、後二可記事ナレトモ失念記候、

尤求法院ニテ認也

於妙傳寺本光院別会之節相定候事

上

辰五月廿二日之事也

一 今般別会相勤候趣意ハ、為法為山六旦林和融会合也、相定リ制規近来及違乱之儀、粗有之候ニ付、此度相改、如已前和融会合相調候上者、尽未来迄離会者勿論無備意、急度相守可申者也、若相違背有之者、諸本山へ相違出事可申請者也

寛政八辰五月廿二日

会本

求法 美俊

冠山 惠啓

山科 春亮

東山 亮莫

松崎 月山

鷹峰 慈好

右日脱尊前、松崎首座へ被遣書状控、左之通

当地六檀林板頭中夏之会合ニ而書出之、階級新米横入等猥尚々無之横被相料候段、為法為学業増進、尤観切之至ニ候、然者専本□素之風宗互和遣化事、但可要所詮之事、起謗先進後別座席等之者与紛乱余事ニテ失所

期候ニも相似可申起、甚不本意之至ニ候所、詮為志学

策勵捨萬事和融会合候事、可為学校之本意者也、已上

寛政十八辰五月

大光山

松崎檀林

大僧都

日脱在判

和上衆

右松崎座、請書控

一 六檀林夏之会合之義ニ付、如以前出勤可申旨、御書

附ニ而被仰下承知仕候、然上ハ任書附夏々出勤可仕候、

為御請如件御座候、已上、松崎上座印形

東大光山

日脱尊前師

求法院、来写也

△寛政八辰九月五日

会本光山 志山

此夏事ハ書違ニテ書ニ記テアリ

当且 寛智師

△寛政九巳三月五日 記帳無之

△寛政九巳九月五日会本山科 板頭惠戒

鷹峰ニ年限未滿之仁能化招請致候ニ付、此之仁承リ除

曆之事、已後ハ諸旦共二年限未滿之仁無招請之□□也、

当旦 通遠師

△寛政十三年五月日之会合記帳無シ

但シ別記有之趣日記ニ有レトモ、

当時紛失ニテ無シ

会本当山

当役良朝師代

△寛政十九年五月日之会合用不記也

会本ハ松崎ト見タリ

当役春学師代

先惠代之内与見タリ、何れ板首発語候哉、近来旧旦之評状ヲ取り、他旦へ横入致高掛致候ニ付、定一札左之通り

一 寛政十一未三月五日会本鷹峰 東博

一 旧旦之勤功、右玄義満功之仁いへとも、新玄義最膳

へ召加候事

一 尤許状出候間、其部之名目のみを印席功夏功之多少、

決而不論之事

一 一端許状願出之人者、旧旦へ無断当所五旦へ関東勤

功申立入旦致候ハハ、当所之旧旦勤功を以可論事

右三ヶ條ハ六山之掟ナリ

△寛政十一未三月五日会本鷹峰東博代

入看之義ニ付、彼是取合有之候得共、当時不用之事故、

右記当旦了照師代

△寛政十一未九月五日会本光山宣明

饗応定

△会本ニ相当り候節、殊外美之敷仕而仕候而、其上御馳

走杯有之、右ニ付光山会本之節、無旨相定後來ハ一汁

一菜酒三献ニ限事、各山共皆開山之物食濟し、甚以恐

入事

右之条六檀林一統相定申候、然上者、向来堅可相守者

也

当旦了照師代

△寛政十二申春夏四月潤月ニ付、三月二日附紙也、依之

四月五日会合会本

冠山座会本

松崎・鷹峰破会ニ付、和融一札ヲ每夏之三・九月五日

京都市善正寺所藏「六山会合要拔書」(望月真澄)

京都市善正寺所藏「六山会合要拔書」(望月真澄)

諸山板首ニ懸御目候を、甚以外ニ被思召、両且先聖、
会本冠山板首へ罷願候故、四山評議ニハ和融会合故、
不苦トテ六旦立合ニテ秘封被致候、以来此義御承知可

有事、会本名前不知

当旦了硯師代

△寛政十二申九月十五日会本山科霧瑞師

評アレトモ不用之事故不記

当旦淳叔師代

△享和元酉三月五日会本当旦良旭師代

右代会本別被成候由ナレトモ当時ナシ、已来ハ記帳專

用之事

当旦良旭師代

△享和元酉九月五日会本松崎板主之名前不知、当旦ハ同

良旭師代ナレトモ記帳無シ、但シ大改日記ニハ評儀区々

トバカリアリテ、一向不分明也

△享和二戌三月五日会本鷹峰真靜師

京是人所生暫下関致右旧師旦へ鷹掛還来之以吟味之上

落看追致迄相定リ候

当旦周辺師代

△享和二戌九月五日会本光山智因師許状持參ニ而横入願
来候ハハ、仲間老人、又は中座ニ而も旧旦へ何部へ入
看府之旨届、其上横入申付事

一 寛政拾年三月朔日内会掟失念故、此ニ記ス

定

一 諸部横入無横徳許状吟味之上、可為嚴重之事

一 松崎二三側共シテ諸旦ニ之側横入可申事、但シ松崎

四側ハ余山三ニ可入

一 下部ハ一統可為席切事、已上

当旦淳正師代

△享和二亥三月五日会本冠山察善師無会合定有之候得共、

不用之事故、不記

当旦淳正師代

△享和・三九月五日会本山科文量師

堅ノ勤功ヲ以テ他旦ニ横入致、再横入還来致輩、落看

追□之定アリ

当旦玉靜師代

△文化元子三月五日会本当且貫中師代

當時不用而已故不記、会本当且

△文化元子九月五日会本松崎春懸師

未決評而已故不記、当且良道師代

△文化二丑三月五日会本鷹峯雲觀師

諸評アレトモ時当無用不記、当且良道師代

△文化二丑九月五日会本光山昂如師

不記同横

当且輪節師代

△文化三春玄孝師代一同秋慈遠師代

右兩代記帳無シ、△此代ハ会本故別記可有之也、尤紛

失ト見タリ

△文化四卯春真浄師代記帳無シ

△文化四卯九月五日会本鷹峯觀學師

諸評未決故不記、当且智潤師代

△文化五辰三月五日会本光山弁義師

関且々来ル

玄能助講ハ不分明ニ候間、六山申合請候間敷事ニ相定

リ候

△文化五辰九月会本冠山名不知未決

当且画山師代

△文化六巳三月五日会本山科謙孝師

当且素雅師代

△文化六巳九月五日会本当且龜江師代

悉記アレトモ別記無シ

会本当且

一 文化七年春当山休会也

△文化七午十月十八日△延日之義当且先度休会故也

右会本鷹峯板主潮音師代

尤休会別記アリ右見当

当且真善師代

△文化八未三月五日会本求法院春応師

諸且々部席致書附出候、併当山ハ不出々年々内会始ル

也

当且真善師代

△文化八未九月五日会本冠山觀然師

諸且応乳許如常

当且了教師代

尤内会八月十八日諸評未決

△文化九申三月山科会合記帳無尤、右了教師代歟

京都市善正寺所藏「六山会合要拔書」(望月真澄)

△文化九申九月五日会本 当且学澄師代

定アリ

一 右制之通、相守候制也

一 六山之僧関旦へ參、右京旦へ帰、横入等之節者届合

之制也

当且学澄師代

△文化十酉二月十八日内会本 松キ健明師

煩二者書物函納函外ニ付、山科不出也、尤是ノ一条ニ

付、四山廻文致テ当且ヲ除事アリ、当時無詮事故不記、

尤当時ハ御函大キク相成候間、無論無シ、当且惠旭師

代

一 同三月五日日本会 松崎右健明師代

定アレトモ学澄師代之通也

当且右惠旭師代

八月十八日□林堂ニ内会アリ

△文化十酉九月五日会本 鷹峯観明代

永代聖玄講已上、一代聖中座已上、相定度ニ付、諸本

山へ願度示談アリ

当且了達師代

△文化十一戌二月廿日内会本 光山禎雅師

右聖跡寺職願出俣アリ、当且貞如師

一 同三月五日会本 右同ク無事

当且貞如師代

△文化十一戌九月五日会本 冠山怒達師

右聖跡住職之願書右之通ハ

一 去寛政十年御会本於妙伝寺聖寺住職之義、嚴重被

仰付候処、年限相立候故、又々未功之仁、聖跡へ住職

之間、又々嚴重被仰付下与之願書也

文化十一戌九月日御会本 本国寺御学道中御□□□当且

了惠師代

△文化十二亥三月五日山科板主善等師

右先会願書光山ノ差戻ナリ、内会日限不知、当且三智

師代

△文化十二亥九月五日会本 当且惠順師代

無事内会八月廿日亥内堂也(無事) 当且会本右日代

△文化十三子二月廿日御会本松崎正山師

無事帰登ナリト見タリ右日代

一 同三月五日別会 趣意ハ求度、冠山内会之節、帰

真之一条ニ付、右両旦休会被致度被申候、松崎・鷹
峯々暖々之挨拶ニ而和談相成候、依之十二日本会卜定
ル

一 同八月十二日会本松崎正山師

無事

当旦右惠順師代

△文化十三子九月五日会本鷹峯恵了師会本之節、板首方

へ脇其旦林之古記通り可致定也

一 京旦之人旧旦をかくし、外旦林へ横入致徒席功之有

無不論落看触流与定ル

一 八月廿日内無事故不記

当旦 観通師代

△文化十四丑式月廿日内会本求法院観貞

無異、但シ冠山板病氣ニ二老仁妙出ル

一 同三月五日本会同岸同代

右仁妙師入板ニ付、諸山へ触無ク出席故、諸山々少々

申込併シ已後ハ互ニ急返之義、廻文以可相違事、尤内
会前ナレハ不苦 当旦良雅師代

△文化十四丑秋内会本冠山 察要師

冠山至中席察妙師助講心掛有之候得共、拙山勿論余山
へ願書之共御無用与云々

当旦賢真師代

△文化十五寅春廿日内会本山科謙良師

冠山至聖席未功之仁住職之義者、六山へ願書示談ニ有
り候得共、去ハ文化十一年にも願出候間、先々度打止
与之事也

△文政元寅八月廿日内会本当旦学詮師

松慈円・鷹隆長・求啓如・冠得秀・山光議、無事

学詮師代

一 同九月五日本会当旦 同代

評至諸旦申合ニ而金銀中啓両能与定ル

一 冠山前板頭故障ニ而退役之所、今度先聖々侘ニ而本

講玄能申附候之披露諸山承知也 会本学詮師代

△文政二卯二月廿日内会本松崎名不記

一 三月六日本会同松崎名不記

評山科通堯兩谷之内、堯師一谷退旦二付、諸山入学願候共、不学撰頼也

当旦昴秀師代

△文政「二」八月廿日内会

△文政三辰二月廿日内会求法庵惠旭六山立合披露ノ趣、

東山助講病氣二付、三講不調一条冠山三老寿清師破制

二付、引檀並法弟五老寿榮師退檀右三人者、何へ出旦

ノ節八五二不屈事、同三月五日会本同代冠山開山日祥

上人百五十遠忌ノ披露二付、三月九日十日兩日ノ内、

香料遣ス様申合ス、山科山内大變二付、公所ノ用故、

他出相成不申一寸二老出席、諸山へ断り也、右ノ次第

故、觀函席立合無之手札取替も不致候 当旦学秀師代

△文政三八月廿日内会冠山庵惠珍

六山共ニ無事、然シ鷹峯板首靈明師手札取替セ、少し

龜末在之候得共、和融ニ相成無故障取濟、同九月五日

本会

右同代各々出席異論ナク相濟候

当旦素雲師代

△文政四巳三月会本山科貞明師

拙山ノ申出候故ノ三ヶ條有、左ノ通

一 今般六山決評ノ上、本会内会並禁酒ノ事、但シ古

来ノ一汁一菜酒三杯与掟有之候得共、已後者決シテ相

用間敷事

一 飯高中村ノ横入・還来共入看席座依其功ニ、六山同

棟ニ可取斗事、

一 近年横入・還来共偽り有之候故、今般決評之上、飯

高・中村兩檀へ六山ノ看板割遣シ、亦彼方ノ可申受候

事、右之通拙山ノ申出候、諸山同棟ニ決候通、鷹庵

ノ小西玄能化主招請之届ケ有リ、伝教大師千年忌六山

同棟致度咄アリ、六山内会入用南際沓片ニ而相濟事、

次席会本当山故、飯高往復致候 当旦弁勅師代

△文政四八月会本当山行円師

冠山板首病氣ニ老出席也、関檀ノ看板割取替之事、先

役弁勅師下関ノ上ノ事、此度ハ六山連判ノ書翰耳遣ト
結評也

当山行円代

△文政五三月会本松崎義弁師

冠山病氣ニ老能秀出席、猶又回文ノ義、已後ハ内会斗
本会ハ無用ノ決評シ、求法庠開祖ノ御年忌六山南老ノ
香料也

会本方事不行届調申様評定有之、鷹峯板首病氣ニ付、
不參、冠山ヲ見舞僧相止メ申度由申出、示談有之

△文政七申閏八月内会本当山了是

当春山科会本ノ砌、内会ノ式目一卷新調有之候所、松
崎ヲ兼テ先会本ヲ不承知ノ所、当会迄有無ノ御沙汰も
無之、如何之思召ニ御座候哉ト申出、右ニ付諸山板頭
致評義候処、少々六ヶ敷申出候人も有之来共、六檀和
融好一山ニても不承知ニ候故、諸山決評ノ上、相禁申
候、同九月五日同右人松尾山新説諸山一統ニ無功ニ可
致旨、六席決評、但各目新来申付候処、時ノ仲間臨時
ノ斗ニ而、四教・集解ニ両部ニ入看申附候趣、諸山申

京都市善正寺所蔵「六山会合要抜書」(望月真澄)

合也、縁寺住職ニ付、何レノ檀林ニて一役済候人ハ、

其旦林ノ為法縁助講玄能或ハ文能等ニ參候節ハ、互ニ

半納金ニ而相勤候様申出候処、諸山板首尤ニ申サレ、

併シ至而貧僧ハ不苦候ヘ共、随分可相納人ハ、古格之

通り可相納候、是等も其砌篤ト吟味ノ上、時ノ仲間隨

宜敷旨、諸山決評也

当山会本了是代

△文政八酉二月廿日内会本松崎憲妙

用事有ても不記熱別記ニ有

同三月五日本会右同断村上勤兵衛泉名相統無心ノ事、

右諸山共金五両宛ニ極メ、返済ノ義ハ五ヶ年ノ間一年

ニ老兩宛返済也。尤村上ヲ証文函内ニ納置申取候、以

上

当山繼潤師代

△文政八酉八月廿日内会本鷹峯行誓

諸山無事相濟、右出会も無事

当山英真代

△文政九二月廿日内会本求法庠親我

冠山ヲ肥前松王山新規相成可申様申出ス、然共、松崎・

鷹峯不承知ニ而其分ニ相濟、猶又求法庠ヲ自檀ノ外玄能助講闕東化主ハ六山回達ノ故ニ而招請可致様、其意ハ決評ナリ

同三月五日本会出席、右同断、右冠山ヲ松尾山申出入、然共鷹峯ヲ不承知此義ニ付、暖々六山違論相成、不結アマリ時刻移之故、其分ニ差置冠山ヲ別会願書候

当且是觀師代

同年三月廿五日別会冠山庠秀応

松尾山新説ノ義ニ付テ別会也、数多要用鷹庠冠山掛合相不濟、然処山科・求法兩庠ヲ鷹峯ヘ直談致ヨクニ承知相濟

当山是觀代

△文政九戌八月廿日内会冠山秀要師

無事同九月五日出会本在ニ同シ

内会ノ□求法庠ヲ申之出候、助講ノ義、先規ノ通り相改趣、申合候

当山学隆代

△文政十亥八月廿日内会当山智行師代

求法庠板首評定席ニ而手札取替不足ノ所、松崎板首余

分有之、其席ニ而相認諸山ヘ断相定無事ニ相濟、同年九月五日出会評定席ニ而山科板首智学師内会ニ出席、然ルニ今日出会之席ヘ順貞師出席故、冠山板首ヲ差込松崎庠ヲも不極、尤トモ暖々玄論有之候故、山科赤面ノ処、当庠組合事故アヒサツ致無事ニ相濟申候

当山会本智行師代

△文政十一子二月廿日内会本松崎慈讓

会本ヲ文講京昇ノ義申出、此義ハ近頃諸山ニ四・五人モ有之、已来左様義無之様ニ申被出候

鷹峰・求法・冠山・右四檀林ハ尤ノ筋故ト云

又当山・山科ハ不承知、依之數々異論様之候、不決也、三月五日本会松崎庠慈讓

又々会本庠ヲ文講一許申被出候得共、数多異論ト相成未決評夕方故□ノ所相濟

当山昂能代

△文政十一子四月六日別会松崎庠慈讓

猶亦松崎庠ヲ文能一件申者出候得共、不決、其後回章

来り松崎板頭慈讓玄堂除^(本方)曆卜ナル(同四月十七日別会
同八月廿七日猶大黒町寿延寺二別会也)

△文政十二丑年二月廿七日猶本山妙頭寺四ヶ本山会(本
関寺・本立寺)妙伝寺也、六山板頭出席、猶又三月四
日又妙頭寺ニテ四ヶ本山並六山板頭出席、然ル所文能
招請一件、先規ノ如ク妙頭寺同行尊前御合サツ六山和
融ナリ依之

△同三月七日内会本鷹峯・松崎岸海寿師

今朝フクミヲ以早天ニ規函次鷹峯へ渡ス、其ノ鷹峯会
本諸山和融、往古ノ四山ハ文能二請、山科・東山ノ二
山ハ三請今般改メ、四山ハ四請山科・東山ハ五請卜定
メ、尤公用病患卜也、其申六山連印ニテ四ヶ本山へ出
ス、当函内へ納、是又六山ノ箱へモ納有 当山是妙代
同三月十一日出会鷹峯板頭惠齋師

諸事融無事相済

文政十二

△文政十三寅三月五日内会本冠山惠学

今般山科板頭ノ中頭迄病氣引檀内三老座老人相残ル、
夫故三老座出席也、先役山科へアイサツヲ被致冠山ノ
ノ回達此方ニ両置順達延引ノ趣、松崎板首ノ被申出、
夫故無之モメル 当山開本師代

△文政十三寅八月廿日内会本当山麗仁師

飯高岸大衆帳ノ義、先役開本師代請合ニ而当旦ノ指定
約束也、村上勘兵衛三大部板行義、諸山評決

同九月五日当山本会無事

当山麗仁師代

△天保二卯二月廿日会本山科庫通明

当山ノ飯高大衆帳ノ披露、三大部再割ノ一件、金子ハ
割木ト引替ニ相渡ス約束也、求法岸ノ助講ノ披露、
当山ノ京請ノ披露詣山無異念相済

同三月五日本会右同断、今般安永年中ノ旧規通り、諸

事儉約禁酒一汁三菜卜相定マル、尤六山連印ニ一札函

内へ納ル

当山智学代

当山瑞学代

天保二卯八月廿日内会本松崎岸頭貞

飯高大衆帳參候上者、為筆墨科金百疋其会本、右飯高へ可送事、又中村庠之義ハ、本因寺貫主ハ中村先聖故不入、右関檀両方共大衆帳六山へ回達也、然トモ、右金百疋ハ時ノ会本、当山迄可差出趣、決評之外ハ無事

当旦智淳師代

会本松板頭貞・鷹峯頭禪・求即陽・冠學習・東智徳・山科英亮

同卯九月五日本会松崎庠頭貞

関両檀大衆帳回達之上、横・邊共並玄文両能等一々順達可致趣へ六山承知へ順達之義も只今迄ハ会本、次第二順達在之候得共、已後ハ玄庠順次回達之決評也、鷹・冠・求之魂アレトモ、其不厭、当山ハ順次二回達可致事、余無事

右当旦智徳師代

天保三辰二月廿日内会本鷹峯恵海

村上、金子式百両六山へ借用致度義、会本へ願出ス、六山不承知、求法庠、中村大衆帳之義、御本山運師御住職中參候得共、老衰故御断、夫二付大衆帳取寄二ハ

当山同様ニクレトノ事、諸山承知初又先役智徳師六山

会合得意一樣致度義、六山決評候得共、是ハ後々患卜

モ可相成間、存相止申事決評也 当旦真善師代

三月五日本会右之通余無事也 従是 一勇転写

天保三辰秋八月廿日内々云

美義師代

同九月五日本会求法庠無本也

中村庠大衆帳之義、秋夏々々反ツツ諸山回達之趣、求

法庠被申義此義決評

冠山庠前板頭恵精義山金取込外二不埒書物有之候二付、

諸山江玄堂除^曆之披露

余ハ無評 当旦美承師代

天保四巳年二月廿日内会当職

三月五日無本冠山

智順師代

一 求法庠二之側所化了義と申者、去秋、近衣致国ニ而

複説いたし候間、今般緋差止

一 三大部再刻之義、書林村上願出ル、諸山決評之上、

其縁寺中勸化並勤学之衆徒江每夏大部・小部宛割合開

板料寄附相定ル

參ハ無用

同 秋夏会本山料庫当職泰演師代

会食日限定之通

一 美濃原ノ諸山江合力願出、各山ノ金百疋ツツ助力致

し遊趣ナリ、求法庵・中村庵大衆帳金百疋筆墨料受戻

旨ナリ、当年未決、余ハ無障 砂川法性寺而已

泰演師代

天保五午年春会本当庵兩旭師代

一 披露

鷹峯庵開祖寂照院日乾上人二百廻忌今年征当ニ付、三

月廿五日ノ三日四日法事執行

一 修求法庵・正東山江再大衆帳每年秋夏壹反ツツ諸山

江廻達有之趣ナリ、筆墨料ナシト決評

悉知 当職惠旭師代

同秋夏会本松崎庵当山良正師代

本会之砌、村上三大部割付、諸山配当文句巻之卷七十

京都市善正寺所藏「六山会合要拔書」(望月真澄)

二丁代拾三兩二步此分拙庵引受ナリ、並同十之卷六十

五丁代拾兩三朱記、巻ノ本六拾八丁代拾式兩三部、同

末七拾三丁代拾三兩式部三朱、同九本六十一丁代拾壹

兩壹部三朱、メ丁數三百三拾九丁代六拾三兩式部壹朱、

此翰數書附御函ニ入置者也 良正師代

天保六未年春夏内会 美濃原 当山文至師代

三月五日会本鷹峯庵

一 平札並諸山列名書中奉書ニ定ル事

一 廻章ハ以來半切之包半紙半様モ張付ルニ治定之事

一 廻章ニ活取不入亘シ

當時此列ナシ

同秋夏内会みの原 当山慈遠師代

会本求法庵

一 先前立合之刻、諸山板頭役中無処引且致し、又者以

來已下之者ノ彼是故障申立、難役務相成候師ハ、諸山

ニ而本構並ニ請口致取為替一札有之、是為山之筋ニあ

らひ、自然主役向粗略ニ相成候様、一統衆評決談之上、

以來此義停止為取替一札火中

一 本会之節前晚、止宿懸參り來り候処、此度相改翌早

天五ツ時迄ニ相揃候様決評

慈遠師代

天保七申年春夏

当山泰宣師代

内会村上会本冠山庠

一 内会之節前晚、出席可致候処、吾山相揃候得共、松

崎庠一山翌朝ニ出席故、以來内会之節者、前晚、出席

候様札堅タメノ事

当時不用

一 本年之節、春秋両夏内本両会共朝五ツ時迄到着、若

連判いたし候得者、其山可為落度事決評、冠山庠ハ右

制遠方ナレハ、前晚、行モ可ナリ、以上

同秋夏内会村上宅

当山智秀師代

会本山科庠

一 内会之節披露

松崎板主備後福山光政寺弟子泰量と申僧於拙庠説クハ

たし、其後中村江入看、此僧違背師命ニテ、蒙勘氣候

所、備前岡山蓮昌寺山主御慈恵ヲ以隨身可致候故、又々

山主ノ命ヲ背キ候故、甚不埒成仕方故、諸山江入看止

申來ル、然ル処求法庠江本人入看致候故、諸山決評之

上、求法庠、備山江詫状遣スル

一 六山御函其会本当家ニ相当リ候共開封難叶、此義不

可然、以來会本篤与熟覽仕、諸山和融一致為良計可有

之事決評

一 同冠山庠、諸国ニ而似セケテ寺多キ故、以來停止致

度様願出ラル、拙庠智秀師云、此義六山江相カカハル

義二者あらず、本山会本江願出、可然余ニ無決

悉知 智秀師代

天保八四年春夏内会村上宅

一 会本当山也

観解師代

一 諸国一統近年凶作相統候ニ付、諸山共勤席仕者平常

之物入ニ倍シ甚難渋ナリ、米買老升ニ付四百文、盛札

五十文斗致し候也、抛故諸旦一統新説最引上之事

一 松崎板主近年諸国来由之僧聖跡住職致候間、此義評

定拙庠觀教師云、是ハイツレ本山役僧中江頼込、可然

此義決評、以上

觀教師代

同秋夏内会村上宅

内会出席 東峯師代

会本松崎庠也

本会ニ老靈寛代也

一 三大部開版ニ付、村上ノ諸山江金子借用之義願出ル、

此義諸旦共一統因也故、望之通不相叶改ル、しかし各

山思召之義者格別之事、決ス

一 正東山庠大衆帳之義、山科庠ノ廻達シ決ス

一 会合之席手札取為替評定規函両席共有之候右煩重故、

以來相改評定席手札取為替耳ニ決ス、余者無用、東山

庠病氣ニ付、名代靈寛記

天保九戌年春夏内会美濃平宅版頭一勇(花押)

会本鷹峯庠

一 飯高庠大衆帳先夏山科庠引受之処を以廻達無之之何、

山科到着次第廻達之様答ル、此義決ス

一 三大部開板之義ニ付、從鷹峯山金廻廻ニ付、諸山

割付分相改ル、此義求法本会通アリ、諸山順之

一 開檀京請一條、又々求法・冠山偏執アリ、此義未決

一 去西秋夏鷹峯・山科・東山三ヶ檀林近年凶作之上、

別ノ先夏極之候困世故、一夏二功当又玄能ニ夏三請鷹

峯也

山科大衆江役席ハ集本勤席側席已下夫々慈惠含等之筋

有之当庠云、先夏乱謗一件免許之徒輩惠後分帰且即夏

一 功当又皆夏勤席一夏半功相合候事云々

松崎・求法・冠山 慈惠含ニナシ 此義評定

未決云々

一 松崎開東京請諸山納金之義、以來相互ニ多少無之様、

諸旦可申合候様出ル、此義未決

余之和解也、内会酉之刻帰山、以上

三月二日求法庠ハ鷹峯・松崎・山科・東山内会之刻、

衆徒免許一件本会迄差置候而者、五日当庠遅刻移候而

者、会本之心配ナル故ニ、松崎取扱ニ依之四山求法庠

江行

求法云、何分冠山御越し無之候故、急度否御答不仕候得共、拙山江諸板首御越し之趣、去〇冠山庠江申入和勇二相濟候様致し度存候、諸山江よろしく申帰ル、其

節文政十二丑年三月妙頭寺日行尊前御取扱候、文能招

請之定書遣候、求法庠有之通二御座候故、以来隈二相成り候而ハ、一統之迷惑ニ可成候趣意述ル

一 老度老請 但シ公用病氣之節者加〇請、右松崎・鷹

峯・求法・冠山之制

一 老年三請 但シ公用病氣之者加今請

右山科・東山之法律

文政十二年三月当山是妙師代

右之書付求法庠ニ而拝見、始而小不得意いたし、山科

拙子名書付披見不致候故、当惑心配仕候、弥五日本会

之相成候得者、仲間一統江示談いたし、此度会合大切

也、若仕損候ハハ、拙子永々勤席不在功二相成候と覚

悟いたし、先役東庠師江も相談相懸有之、御決心被下

候事

三月五日本会ニ付、前晚々妙頭寺迄出ル、翌早天鷹峯二行、先松崎次東山也、追々五ツ時迄ニ相揃、京請申合之事

定

一 去ル文政十二丑三月於妙頭寺六山版頭申合、定之通

文能招請之儀、近来隈ニ執筆ニ相成候、甚以嘆々敷候

ニ付、諸山版頭熟談之上、化主招請之儀者諸山共一夏

一請、但シ病氣故障之節者一請相加、一々及廻達可申、

若又於諸山不納得之義有之候ハハ、調印不仕旨、相定

候、並横入旧談之席功如古刹聞合、於露頭者速ニ会本

庠江申出、遂評義可申事、尤文能金六山不日無之様、

今般金拾七両ニ相定申候事

天保九戌三月五日会本鷹峯

衆徒用捨之事一札

一 諸国一統困世ニ付、勤且之疊衆江少々含ヲ以免許致

し遣し候所願御尋恐入候、向後右等之執斗致度候節者、

急度願諸山御評可申候、為後日候、一札如件

天保九戊三月五日 鷹峯版頭 靈光

山科版頭 弁壽

東山版頭 一勇

天保九戊戌年八月廿日 内会九月五日本会

諸席為法為檀為人專一之結評 版頭 麗山(花押)

先春夏鷹峯会本之砌(山科・東山・鷹峯)三席大衆へ

諸国困世二付、少々慈悲之含改諸山不通達、向後諸山

御評二可預一札、当五日本会之節取戻二相成候

山科席 版頭 惠深

東山席 版頭 □山

鷹峯席 版頭 随円

九月五日本会右之一札取戻し、結句諸事六山和融專一

之事二候へハ、内外之隔なく為法為山為人專要二慎候、

目出度七ツ頃帰席、委細会評記付見

時之大頭 麗山代

天保十己亥年二月廿日内会同三月五日本会

鷹峰席新説日限三十日以上願之事、内会未決

京都市善正寺所蔵「六山会合要抜書」(望月真澄)

本会之砌、諸山示談之上許諾ス

天保十亥八月廿日内会九月五日本会山科席

京請納金六山不同二付、已来不同無之様取究、飯高席

三谷へ右之趣六山連印ニテ申通達ス、其余無平和悉記

八会評記往見

天保十一子三月五日会本拙席

六檀御函二有之会合日ノ記録当夏ノ函外二相成、次会

江相送り、即夏新説相止二相成申ス、六山共決評ナリ、

飯高席江昨年秋山科席会本之節六山連印ニ而、化主納

金之義申遣ス処未返事無之故、当夏拙山会本故、拙

山ノ守之書翰遣ス事、五山ノ為相願申ナリ

大頭 大雅(花押)

天保十一子八月廿日内会九月五日本会松崎席

即夏新説之事、先夏決評二相成候処、本会之砌六山取

為替函中江納置候間、向後急度御守被下候、為法為山

為人決評ナリ

天保十二辛丑(二月廿日・三月五日)

大頭 英妙(花押)

京都市善正寺所藏「六山会合要抜書」(望月真澄)

一 諸庠為法為檀為人專一之決評

大頭 秀琳(花押)

委細之義者評記ニ讓ル

中村庠へ百疋大衆帳料遺入、約定有り

天保十三寅秋(八月廿日・九月五日)

大頭 印海(花押)

一 諸庠為法為檀為人專一之決評

委細之義者評記ニ讓ル 鷹峯評頭也

山科庠会本也

天保十四卯春(二月廿日・三月五日)

大頭 印海(花押)

一 諸庠為法為檀為人專一之決評

委細之義者評記ニ讓ル 当庠会本也

天保十三寅冬十月十九日鷹峯庠、諸山江別会願出之處、

拙僧出会今般飯高庠、化主一件二付、難題之書状委事

此義ハ別出御函内納置き、并筒半席諸山共ニ出席之事

会本大頭職 印海(花押)

弘化二巳春(二月廿日・三月五日)

大頭 良弁(花押)

決評依讓ル

会本冠山庠

天保十五年甲辰春(二月廿日・三月五日)内本共出会

会本鷹峰庠(評頭求法庠 評結松崎庠)

大頭 智学(花押)

(裏表紙)

当役

智学記